

置賜総合文化センター使用料金改定についてのお知らせ

このたび、令和元年１０月の消費税率改定に合わせ、１０月１日から各室の使用料及び冷暖房料を下表のとおり時間単位の料金に改定させていただきますので、ご理解のうえ御協力をお願いいたします。（展示室、青年の家宿泊は除きます）

なお、改定後の料金は１０月１日以降に納入される使用料及び冷暖房料に適用となりますので、使用日が１０月１日以降であっても、料金を９月３０日までに納入する場合には改定前の料金のままとなりますので御注意ください。

鍵の貸し出し

使用時間の範囲は「入室（鍵の貸出）」から「退室（鍵の返却）」までとなります。利用者が行う会場の準備や後片付けも使用時間に含まれます。使用時間を超過した場合は追加で使用料を徴収することになります。

冷暖房料

原則として貸室の使用時間と同時間（１時間単位）とします。冷暖房料についても申請時間を超過した場合は追加料金を徴収することになります。

※申請時間より実際の使用時間が短くなった場合でも、前納していただいた使用料金等は返納ができませんので、ご了承ください。